

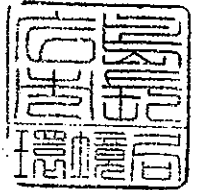
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市西区南観音四丁目10番22号

氏名 共栄美装株式会社
代表取締役 沖本 頼政
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成30年 5月21日

許可の有効期限 平成35年 5月20日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
新 規	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H14. 7. 8	変更許可	H30. 5. 26	更新許可
H15. 4. 30	更新許可	H25. 5. 23	更新許可
H15. 9. 25	変更許可	H30. 5. 29	更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>廃油 (特定有害産業廃棄物であるものを除き、判定基準に適合しないものを含まない。揮発油類、灯油類、軽油類を含むものにより有害なものに限る。) 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除き、) 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.0以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) 感染性産業廃棄物。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>廃石綿等 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ヒ素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエタン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) 廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1-2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) 廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) 廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) 感染性産業廃棄物 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以下余白</p>

新

新

複写

複写